

財務省告示第二百三十一号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十年度の初日から平成二十年六月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十年七月三十一日

財務大臣 額賀福志郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十年度の初日から平成二十年六月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	〇トン
二	〇トン
三	〇・二〇トン
四	三、四一七トン
五	四六五トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
一六トン	三三五トン	三、七七七トン	三七、一一五トン	二四トン	一一九トン	二二二、〇三四トン	三八八、七五六トン	一、七二二、三五五トン	二四、三四八トン	四、四八一トン	二四六トン	六、八〇四トン	〇トン	〇トン	二トン

二九	三二七トン
二八	〇トン
二七	二、四〇九トン
二六	一、四〇一トン
二五	〇トン
二四	一二トン
二三	一、一五三トン
三三	三三トン
三一	八、八三四トン